

官報

号外 昭和四十一年一月十八日

○第五十一回国会参議院會議録第六号

昭和四十一年一月十八日(火曜日)

午後三時八分開議

○議事日程 第六号

昭和四十一年一月十八日

午後三時開議

第一 理学博士朝永振一郎君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 理学博士朝永振一郎君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

一、請暇の件

一、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出)、(衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昭和四十年十二月二十八日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による昭和三十九年度物品増減及び現在額総報告を受領した。
同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第

昭和四十一年一月十八日 参議院會議録第六号

議長の報告

四十条の規定による昭和三十九年度国の債権の現在額総報告を受領した。

同年十二月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

大蔵委員

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

同

同

大蔵委員

同

同

同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 青柳 秀夫君(西川甚五郎君の補欠)
理事 植木 光教君(植木光教君の補欠)

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 昭和三十八年度決算外三件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査に資する。

一、派遣委員

藤原 道子 野知 浩之

黒柳 明

一、派遣地 三重県 愛知県 静岡県

一、期間 昭和四十一年一月十二日から同月十五日まで四日間

一、費用 概算 三九、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和四十一年十二月二十九日

決算委員長 藤原 道子

参議院議長 重宗 雄三殿

委員派遣承認要求書

一、目的 当面の物価等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資する。

一、派遣委員

大竹平八郎 田代富士男

松永 忠二 中沢伊登子

一、派遣地 静岡県

一、期間 昭和四十一年一月十三日から同月十四日まで二日間

一、費用 概算 二六、四〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第百八十条の二により要求する。

昭和四十一年十二月二十九日

物価等対策特別委員長 大竹平八郎

参議院議長 重宗 雄三殿

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十年年度の地方交付税の特例等に関する法律案

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案

日本蚕糸事業団法案

農業共済再保険特別会計の歳入不足をりめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

石油ガス税法案

同日本院は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員本院議員中村英男君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員本院議員羽生三七君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に池松

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に池松

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に池松

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に池松

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に池松

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に池松

同日本院は、中央更生保護審査会委員に一本輪太郎君及び藤野庄蔵君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

昭和四十一年一月十八日 参議院會議録第六号

文雄君、頼母木眞六君、平塚泰蔵君及び我妻榮君を任命したことに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査委員会長に久下勝次君を任命することに同意した旨内閣に通知した。同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
昭和四十年分地方交付税の特例等に関する法律

法律
蘭糸価格安定法の一部を改正する法律
日本蚕糸事業団法

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律
石油ガス税法

石油ガス譲与税法

去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員 田代富士男君
通信委員 小平 芳平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員 小平 芳平君
通信委員 田代富士男君

去る五日議長は、ソ連邦会議議長スピリノドフ氏から左の謝電を受領した。

エヌ・ヴェ・ボドゴルヌイのソ連邦最高会議幹部会議長就任に關し、私に宛てて送られた祝辞に感謝いたします。

閣下の御健康と貴國の御繁栄を祈ります。

去る六日議長は、左の委員派遣承認要求を承認し

する件 請暇の件
議長の報告 會議

本年初の議事を開くにあたり議長のあいさつ 理学博士朝永振一郎君のノーベル賞受賞につき祝意を表 九八

委員派遣承認要求書

一、目的 國の地方出先機関、公務員制度及び自衛隊の事情等についての調査

一、派遣委員 三木與吉郎 伊藤 顕道
八田 一朗

一、派遣地 徳島県 香川県 高知県
一、期間 一月十一日から同月十七日まで七日間

一、費用 概算 六九、三〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十

条の二により要求する。
昭和四十一年一月六日
内閣委員長 柴田 榮
参議院議長 重宗 雄三殿

委員派遣承認要求書

一、目的 郵政事業、電気通信事業及び電波監理並びに放送に關しその実情を調査し、今後

の委員会の審査に資する。
一、派遣委員 田中 一 白井 勇
西村 尚治

一、派遣地 愛知県 大阪府 京都府
一、期間 一月十三日から同月十七日まで五日間

一、費用 概算 四九、五〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十

条の二により要求する。
昭和四十一年一月六日
通信委員長 田中 一
参議院議長 重宗 雄三殿

去る十一日議長は、インド・シャストリ首相の逝去に対して弔意を表するため、インド上院議長フセイン氏宛、左の弔電を発送した。

シャストリ首相の突然の訃報に接し、ことに哀惜の念に堪えません。この偉大な政治家の死は、なお幾多の困難な問題に直面しているアジアにとつてこの際特に大きな損失であります。ここにこつしんで深甚なる哀悼の意を表します。

去る十二日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和四十年分第一・四半期における國庫の状況の報告を受領した。

同日内閣を經由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六條の規定に基づく昭和四十年団体規制

状況の年次報告を受領した。
本日委員長から左の報告書が提出された。
昭和四十年分における財政処理の特別措置に關する法律案可決報告書

参議院議長 重宗 雄三君

これより本日の會議を開きます。
新しき年を迎え、本年初めての議事を開くにあたり、一言申し上げます。

諸君におかれましては、本年も、円満なる議事運営のため、さらに一そう御協力くださいます。

とともに、民主政治発展のため、いよいよ御健闘あらんことを祈つてやみません。(拍手)

議長(重宗雄三君) 日程第一、理学博士朝永振一郎君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件、

日本学士院会員、日本學術會議會長、東京教育大學教授朝永振一郎博士は、昨年十二月十日、一

九六五年度ノーベル物理学賞を授与されました。まことに喜びにたえません。(拍手)
つきましては、本院は、同君に対し、院議をもつて祝意を表することとし、その祝辞は議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました祝辞を朗読いたします。

理学博士朝永振一郎君 君は量子力学の基礎的研究により千九百六十五年ノーベル物理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

〔拍手〕
祝辞の贈呈方は、議長において取り計らいます。これにて休憩いたします。

午後三時十一分休憩

午後三時四十二分開議
議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

この際、おはかりいたします。
大谷實雄君から、海外旅行のため十六日間、請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長西田信一君。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年十二月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における経済情勢にかえりみ、昭和四十年年度における租税収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を定めるものとする。

(公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三

十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年年度の一般会計補正予算(第三号)において見込まれる租税及び印紙収入の減少を補うため、同予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、前項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

3 第一項の規定による公債の発行は、同項の議決を経た金額のうち昭和四十年年度の一般会計の歳出予算の翌年度繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、昭和四十一年度に行なうことができる。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例)

第三条 昭和四十年年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号。以下「法」という。)第四条の規定による一般会計からの繰入金金の額の算定については、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上されたところによる。

2 昭和四十一年年度以降の各年度分の法第四条の規定による一般会計からの繰入金金の額の算定については、昭和四十年年度分の地方交付税に相当する金額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十九・五に相当する金額の合算額とする。

第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十年年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第

十五項の規定によるほか、三百億円を限り、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十一年年度から昭和四十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、前項に規定する金額から、次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる下欄に掲げる金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	金 額
昭和四十一年度	十億円
昭和四十二年度	三十億円
昭和四十三年度	三十億円
昭和四十四年度	三十億円
昭和四十五年度	六十億円
昭和四十六年度	七十億円

3 法附則第十六項から第十八項まで及び第二十二項の規定は、前二項の規定による借入金並びにその償還金及び利子について準用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の支出する地方交付税交付金の額の特例)

第五条 昭和四十年年度から昭和四十七年度までの各年度においては、法第三条に規定する地方交付税交付金のうち地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条の規定に係るものは、昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十年法律第 号)第一条第一項及び第二条第一項の規定による当該年度分の

地方交付税の総額の交付金とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「起債、を」発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニに、「関スル取扱手続」を「関シ必要ナル事項」に、「定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム」を「定ム」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ国債ニ関スル事務ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、元金償還及利子支払ニ付之ヲ準用ス

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「は、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において」を「のうち地方交付税法第六条の規定に係るものは、昭和三十九年度においては」に改め、「及び第二条」を削る。

〔西田信一君登壇、拍手〕

○西田信一君 たいま議題となりました「昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案」について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済情勢に顧み、昭和四十年年度における租税及び印紙収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を定めようとするものであります。

本案の内容について申し上げますと、

昭和四十一年一月十八日 参議院會議録第六号

昭和四十年における財政処理の特別措置に関する法律案

第一は、昭和四十年におきまして、経済活動が停滞し、二千五百九十億円の租税の減収が見込まれることに対処し、これを補うために、昭和四十年限りの臨時特例として、財政法第四条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行できることとしようとするものであります。また、公債の発行限度について、国会の議決を経ようとするときは、償還計画を国会に提出しなければならぬこととするともに、この公債の発行は、昭和四十年一般会計歳出予算の翌年度繰り越し額の範囲内で、昭和四十一年度においても行なうことができることとしようとするものであります。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れ額の特別措置であります。この特別会計には、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額の二九・五%を一般会計から繰り入れることとなっているため、これら三税の収入見込み額の減少に伴い、繰り入れ額が五百十二億円減額されることとなりますが、昭和四十年においては、地方財政の現況にかんがみ、特にその減額を行わず、これを当初予算計上額と取りとするとともに、昭和四十年年度分に限り、三税収入決算の増減による後年度精算を行わないこととしようとするものであります。

第三は、昭和四十年における地方公務員の給与改定に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、三百億円を限度として借り入れ金をすることができるとし、昭和四十一年度以降七カ年度にわたり償還するとともに、利子の支払いに充てるための金額は、予算で定めるところ

により、一般会計からこの会計に繰り入れることにしようとするものであります。なお、これらの措置に伴い、国債に関する法律第一条を改める等、所要の規定の整備をはかることとしたしております。

本案は、去る十二月二十日閣内閣より提出され、同月二十四日、本会議において趣旨説明がなされた後、大蔵委員会に本付託されたものであり、十二月二十九日及び一月十七日、さらに本十八日と審査を行ないました。

委員会におきましては、成城大学教授有井治君、全国銀行協会連合会会長岩佐凱実君を参考人として意見を聴取する等、慎重審査を行ないました。有井参考人からは、フィスカル・ポリシーの立場から見て、原理的にも実践的にも、公債発行に賛成であり、またこの法案にも賛成であるが、さらに財政法第四条を改正して赤字公債を発行できるようにすべきである等の意見が述べられ、岩佐参考人からは、公債発行は、国民経済の立場から、不況を克服し、安定成長を実現するために必要であるが、発行に際しては、市中消化を歯どめとし、慎重に行なうべきである。建設公債の原則を守り、財源を弾力的に運用すべきであり、公社債市場の育成等をはかり、金融市場への圧迫とならぬようにすることが必要である。本年度の公債発行はやむを得ない措置である旨の意見が、それぞれ述べられました。

委員会におきましては、福田大蔵大臣、藤山経済企画庁長官、永山自治大臣の出席を求め、質疑応答が行なわれましたが、そのおもなるものを要約して申し上げますと、「二千五百九十億円の大幅な歳入欠陥を生じた根本的原因は何か」との質

疑に対し、「民間設備投資が四千億円減少するなど、本年度の経済見通しが狂ったのが根本原因であり、それによって大幅な租税の減収を生じたものである」との旨の答弁がなされました。「公債発行がインフレにならないという論拠を明白にされた」との質疑に対しては、「労働力、物、資金の需給状態及び国際収支に不均衡が生じないよう、財政規模の適正化、市中消化、公共投資の財源に限定する」という、三つの原則を守る限り、インフレを招く心配はない」との旨の答弁がありました。

また、「公債の応募者利回り六分七厘九毛五糸は従来の低金利政策に反するのではないか」との質疑に対し、「完全消化と国民負担の軽減という二原則を満たすため検討されたものであり、政府保証債等に対して低位の妥当な線できまされたものである」との旨の答弁があり、「市中銀行の引き受けの公債に対して日本銀行は担保貸し付けよりもオペレーションの対象として運用する」というが、金融市場との関係をどのように考えるか」との質疑に対し、「国債発行が市中金融を梗塞するという見解は誤りである。公債は金融が緩和基調でなければ発行しない。そのために、まず大蔵省短期証券を発行し、緩和基調をくずさず、次第に国債に置きかえていく方針である」との旨の答弁がなされました。

さらに、「公債引き受け団に参加している金融機関の中には、資金コストが高く、公債利子と逆ざやになるものがあるが、いかに考えるか」との質疑に対し、「金融機関の資金運用は、必ずしも高利回りのものに限らず、確実性と換価性の高いものである必要もあり、当面損益上の影響は多少あろうが、これらの機関には今後資金コストを引き

下げるよう努力せしめる必要がある」との旨の答弁があり、「今後公債の償還をどのようにするか」との質疑に対しては、「本年度の公債は満期の到来する昭和四十七年度に償還を執行する。今後の償還財源のあり方は財政制度審議会で検討して結論を出す」との旨の答弁がありました。

このほか、既発債借りかえ条件の改定、資金運用部の公債引き受け、公債発行手数料の配分、物価への影響等について質疑がありましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員より、二千六百億円近い赤字を生じた原因は、政府が不況対策を誤ったものであり、このために公債を発行することは、財政法に違反し、インフレに拍車をかけ、物価上昇を招くものである等の理由から、本案に反対する」との意見が述べられ、自由民主党を代表して植木委員より、「本法律案による租税不足補てんのための公債発行は、不況を克服する意味から見て適切な措置であり、地方財政対策の上からも不可欠の施策である。また、公債の発行は、財政規模の適正化、市中消化、公共事業費の財源に限定する等の原則が守られる限り、インフレへの懸念は杞憂にすぎず、新しい財政への転換の布石となる有意義なものであり、賛成する」との意見が述べられ、公明党を代表して中尾委員より、「不況をもたらした政治責任こそ追及されるべきであり、特例法による公債発行は先例となつて、インフレへの要因となる。また、公債政策の導入は、産業資本のこ入れ策であつて、国民生活を困難化せしめるものであつて、反対する」との意見が

述べられ、自由民主党を代表して植木委員より、「本法律案による租税不足補てんのための公債発行は、不況を克服する意味から見て適切な措置であり、地方財政対策の上からも不可欠の施策である。また、公債の発行は、財政規模の適正化、市中消化、公共事業費の財源に限定する等の原則が守られる限り、インフレへの懸念は杞憂にすぎず、新しい財政への転換の布石となる有意義なものであり、賛成する」との意見が述べられ、公明党を代表して中尾委員より、「不況をもたらした政治責任こそ追及されるべきであり、特例法による公債発行は先例となつて、インフレへの要因となる。また、公債政策の導入は、産業資本のこ入れ策であつて、国民生活を困難化せしめるものであつて、反対する」との意見が

述べられ、自由民主党を代表して植木委員より、「本法律案による租税不足補てんのための公債発行は、不況を克服する意味から見て適切な措置であり、地方財政対策の上からも不可欠の施策である。また、公債の発行は、財政規模の適正化、市中消化、公共事業費の財源に限定する等の原則が守られる限り、インフレへの懸念は杞憂にすぎず、新しい財政への転換の布石となる有意義なものであり、賛成する」との意見が述べられ、公明党を代表して中尾委員より、「不況をもたらした政治責任こそ追及されるべきであり、特例法による公債発行は先例となつて、インフレへの要因となる。また、公債政策の導入は、産業資本のこ入れ策であつて、国民生活を困難化せしめるものであつて、反対する」との意見が

述べられ、自由民主党を代表して植木委員より、「本法律案による租税不足補てんのための公債発行は、不況を克服する意味から見て適切な措置であり、地方財政対策の上からも不可欠の施策である。また、公債の発行は、財政規模の適正化、市中消化、公共事業費の財源に限定する等の原則が守られる限り、インフレへの懸念は杞憂にすぎず、新しい財政への転換の布石となる有意義なものであり、賛成する」との意見が述べられ、公明党を代表して中尾委員より、「不況をもたらした政治責任こそ追及されるべきであり、特例法による公債発行は先例となつて、インフレへの要因となる。また、公債政策の導入は、産業資本のこ入れ策であつて、国民生活を困難化せしめるものであつて、反対する」との意見が

述べられ、次いで民主社会党を代表して瓜生委員より、「本法案は、従来の均衡財政政策の変更を来たし、財政法の精神を踏みにじるものであり、また償還計画も明示されず、本格的インフレへの道を開くものであり、反対である」との意見が述べられ、さらに日本共産党を代表して須藤委員より、「本法は財政法に違反し、将来軍事公債を発行しないと言いつながら、政府は長期の発行を否定せず、インフレの招来は必至で、人民生活を圧迫する。また、国際的にはアメリカのベトナム政策に追随し、国内では反動政策を押し進める佐藤内閣の経済的準備にはかならないものであり、反対する」との意見が述べられました。

かくて討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がございませぬ。順次発言を許します。戸田菊雄君。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、現在議題となっておりますところの「昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案」に対し、反対の立場から討論を行なうものであります。

まず、反対理由の第一は、この特例法案の制定そのものの違法性によるものであります。かつて、わが国の軍閥と財閥は、赤字公債発行による財源を軍事費に投ずることによって、無謀なる侵略戦争へと突き進み、亡国の危機におとし入れたのであります。この歴史の教訓に対する反省の上に立って制定されたのが、憲法第九条と財政法

第四条であります。すなわち、現行の財政法が制定されましたのは、新憲法制定直後の昭和二十二年三月であるが、この財政法は、周知のとおり、国の収入及び支出を取り扱う財政運営における基本原則を定めたもので、いわば財政の憲法とも言ふべきものであります。日本国憲法の一歩のなかに、第九条の規定する戦争の放棄と非武装にあるように、財政法の最大のかなめは、第四条の公債不発行の規定であると言えましよう。まさに、憲法第九条と財政法第四条は不離一体の関係にあるのであって、一方を否定して他を語るわけにはまいらぬものであります。その立法趣旨にあっては、第一に、戦争への危険性を防止すること、第二に、特定の支配階級奉仕のための財政を排除して、財政の民主主義を保障すること、第三には、インフレと通貨の膨張を抑制すること、この三つの点を原則として、第四条本文では、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」として、一般に歳入補てん公債の発行を明確に禁止していることと、この三つのことは、公債発行を禁止することによつて、平和的な国民生活の保障となしているものであり、憲法第九条の平和主義を財政の立場から裏づけているものにはかなりませぬ。しかるに、福田大蔵大臣は、昨年の十二月二十四日、わが党の木村・成瀬両議員の質問に対し、「これは非常の特例として、今年度限り歳入補てんのための公債を出すんだということで、国会に御審議をお願いするのが筋であり、それがそれが民主的な考えである」と答えているが、全く言語道断と言わなければなりません。かかる重要な平和憲法体制の一環をなす基本法を、特例法制定をもって実質的に骨抜

きに、今後の公債発行の先例をつくるがごときふるまひは、明らかに国民大衆に対する背信行為であり、みずからの行なつた放漫財政の破綻を、巧言を弄して隠蔽しようとする以外の何ものでもないものであります。四十年年度、赤字公債を発行するということは、戦後の均衡健全財政の基本方針を放棄する重大なる政策転換であり、国の財政が時の権力によって、かつてに扱われてよとするがごときこの行為は、憲法の理念に基づく財政民主主義の原則を、まっとうから否定するものであって、この一事をもつても、国民大衆の審判を求むべき重大問題であると言わねばなりません。かかる観点に立って、私は、赤字公債発行は財政憲法の破壊であり、特例法制定それ自体、違法のそしりを免れることができないものと考えるのであります。(拍手)

反対の第二の理由は、特例法制定の持つ政治的陰謀と、その内容の不当性についてであります。佐藤内閣は、この間、兵器の修理、LST乗員の派遣、医薬品の供給、さらには武器弾薬の製造輸出の黙認、原子力船隊の寄港承認などによつて、間接あるいは直接的に、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争に対し、積極的な協力をを行なつてきました。また、日韓条約のあのフアッシュの強行採決と批准によつて、東北アジア反共反社会主義軍事同盟の総仕上げを目ざしているものであります。これらの事実を証明するもの一つに、昭和四十一年度から始まる第三次防衛力整備計画が

あります。第三次防衛力整備計画において政府が最大の重点としているものに、パージ・システム、いわゆる半自動管制装置の整備があります。これが完成すると、ある不明の飛行隊を、どこか

一カ所のリーダーがキャッチした場合、直ちに半自動的に、日本、韓国、沖縄、台湾の対空戦闘体制が発動されるというシステムになるわけでありませぬ。また、アメリカの極東戦略の中で、日本の海上自衛隊に割り当てられる分野に沿つて、対潜哨戒、対潜攻撃体制が大幅に増強され、全体として、自衛隊のミサイル装備等も、ナイキ等で周知のとおり、格段に増強されることになっている。そして、これらの一切の装備は、あるものはアメリカ等からの有償購入、あるものは日本の独占資本による武器国産体制の整備の中で、政府購入ということになるのでありますから、防衛関係予算が急激に膨張することは避けられない状況になります。佐藤内閣の計画によると、昭和四十年年度の防衛関係予算は三千四百億円で、国民所得の約一・三〇程度であるが、第三次計画の終わる昭和四十五年年度もしくは四十六年度には、防衛予算を国民所得の二〇％にまで拡大されることになっているのであります。二〇％といえは、約八千億から一兆円近くの巨額にのぼると考えられているのであります。政府は、財特法に定める公債は特例であり、四十一年度発行しようとするものは建設公債であると名目づけをしてはいるが、そこには何の区別も実際には存在するわけではありませぬ。したがって、公共事業費は公債財源でまかない、いままでの租税財源中の公共事業費に充当されていったとしても、何の不思議もなく、この建設公債は実質上の軍事公債の性格を持つことになるのであります。このことの結果として、日本国民をして、かつてのあの忌まわしい戦争の道に引きずり込もうとする政治的陰謀が秘められていること

は、以上見たごとく明らかであります。特例法は、昭和四十年年度における一般会計予算の二千五百九十億にのぼる歳入不足を純然たる赤字公債発行によって補てんしようとするものであって、そのこと自体が、第一に述べたごとく、現行財政法の基本精神を犯すのみならず、現下の政治状況のもとで、このような許すべからざる内容を持つものであって、平和を愛する絶対多数の国民大衆と日本社会党は、断じて認めるわけにはまいらぬものであります。(拍手)

反対する第三の理由は、歳入欠陥を生ぜしめた政治責任と、地方財政方針の無定見に關してであります。

昭和四十年年度予算では、国庫へ入る租税及び印紙収入は三兆二千八百七十七億と見積られておった。ところが予定より約二千五百九十億の減収となったわけであります。その内訳のおもなるものは、法人税が一千三百九十五億、酒税が二百四十九億、物品税が一千四百四十八億、関税が三百三十一億と相なっているのであります。こうした誤りは、まず第一に、政府の経済見通しと税収見通しとの誤りによるものであるといわねばなりません。しかも、根を探れば、もっと深いところにあると思ひます。それは、歴代自民党政府の過去数年来の財政政策そのものの中にあると思ひのであります。すなわち、昭和三十六年から四十年までを例をとってみると、一般会計、財政投融資の規模が、毎年、前年度に比し約二〇％もの比率をもって膨張してきたのであるが、このことには明らかではありませんが、高度経済成長、所得倍増の美名のもとに、毎年の租税の自然増収の考えられる最大限を歳入予算に取り込み、放漫なる財政

膨張策を続けてきたその結果であります。歳出においては、大資本の要求に基づく産業基盤整備と名づけた無定見なる公共事業費の拡大、あるいは防衛関係費の拡大、金融面について見れば、自民党政府指導のもとに、日銀の通貨発行、貸し出しを激増させた。これらの金融財政政策は、総体として高度経済成長のための資金づくり政策として実施され、その結果生み出されたものは一体何であつたでありましょうか。一つは、他の先進諸国には例を見ないインフレーションの拡大であり、

一つは、過剰生産に基因する現在のこの不況である。経済不況は、当の政府の想像をはるかに越えて深刻であり、そのね返りが国庫の租税収入を大幅に取縮させる結果となつたのであります。このように、現在のこの事態を招いたものは、歴代自民党政府と佐藤内閣なのである。佐藤内閣は当然総辞職をして、国民大衆の前にその責めを問わねばならぬところであります。ところが、佐藤内閣は、平然として、責任の所在を明らかにせず、

赤字公債の発行によつて、国民大衆の目先をこまかそうとしている。これは罪の上にまた罪を重ねている以外の何ものでもないのであります。加えて、佐藤内閣が公債発行に踏み切るに於いての経過を見れば、その姿は一そうみじめなものであります。佐藤内閣は、少なくとも第四十八回国会中、昭和四十三年度までは公債は発行しないと公言したのではなかったか。それがわずかに二カ月後には、昭和四十年年度の補正財源及び長期財政政策の一環として、早期公債発行を行なうことに態度を豹変してしまつたのである。しかも、この無定見を、去る八月四日の衆議院予算委員会において、わが党の辻原議員に追及されると、佐藤総理

は、当時田中蔵相から耳打ちされて、中期経済計画では四十三年度までやらないことになつてからというので、そのとおりに答弁した、正直言つて、逃げた答弁であつた等と答えているに至つては、いやしくも一國の総理として、不見識もはなはだしいと言わなければなりません。このように不定見なる態度は、今後の佐藤内閣の公債政策、ひいては財政政策をそれ自体にまで多くの疑念を持たざるを得ないのであります。

福田蔵相は、九月九日、全国財務局長会議での訓示の中で、公債発行とインフレの関係について、「インフレになるか否かは政府の態度にあり、節度さえたしかであればインフレになることはあり得ない。」と述べたと、毎日新聞は伝えておりますが、わが公債史を見ると、どの大蔵大臣も同じことを言っているのであります。それにもかかわらず、公債は一部独占と結びつき、職費調達の手段として利用され、軍備拡張の力となり、公債の強制消化とインフレーションを通じて、民主的自由を抑圧し、国民大衆の生活を破壊したのみならず、生命財産をも奪い去つたではありませんか。したがつて、また、福田蔵相の、政府の態度や節度についてのものともらしい訓示や答弁を、額面どおり受け取るわけにはまいらないのであります。

昭和二十四年のいわゆるドッジ・ライン以降とられてきた均衡財政主義と公債不発行主義が、いまや大きく転換されようとしているこの事実は、単にインフレとか財政技術等という経済問題に限られるものではなく、国民生活における平和と民主主義とにかかわる重大な問題であります。かかる運命の分かれ道を、まだ一度も国民の審判を

受けてはいない佐藤内閣がとり行なおうとすること自体、容認しがたいものであります。反対の第四の理由は、赤字公債の発行は、インフレを招来し、国民大衆の実質生活を低下させることにあります。

政府は、節度さえ確かであれば、インフレなき公債発行は保証されると言うが、現在の日本経済のワクの中で、そんな器用なことができるかと考えてみましょうか。財政法第五条には、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。」と規定されております。そこで政府は、何回か、公債は市中消化して、日銀には引き受けさせないと言明いたして

おりますが、しかし、民間金融機関で引き受けた公債は、直ちに日銀に回つていく仕組みになつていゝるではありませんか。このことは、従来、道路公団、住宅公団、国鉄公社、電信電話公社などの発行している政府保証債、興業銀行、長期信用銀行、農林中金、商工中金などの発行している金融債が、いずれも民間金融機関の引き受けを経過して日銀に集中している事実を見れば、明らかであります。根本的には、日本経済の体質や金融市場の特異性に基因するものであるが、佐藤総理、大蔵大臣、政府が、幾ら市中消化を叫び、節度ある公債発行を叫んでみたところで、それは一時のごまかしにすぎない。公債の日銀への集中を抑える確固たる方法が政府にありますか。また、年を追つて膨張せざるを得ない公債発行額を、どこかで歯どめする確実な手段を何か一つでも知っていますか。これまでの国会での討論の中で、それが出されたことが一度でもあつたでありましょ

るか。全くのところ、一時しのぎの答弁と、できることなら、財政破綻を起ささない程度にしたいという願望が述べられたにすぎなかったのです。そのもたらす結果は、日銀通貨の膨張とインフレーション以外の何ものでもございません。

○議長(重宗雄三君) 戸田君、時間が超過しております。簡単に願います。

○戸田菊雄君(統) わかりました。

いままでがすでにそうであったけれども、今後はいよいよそれが激しくなる。インフレーションの被害はあげて勤労大衆がかぶること必定であります。昭和四十年度の消費者物価は四五%の上昇にとどめるといふ政府の公約は、実質すでに入らないし九%の上昇という事実によつてくつがえされておるのであります。加えて、いままた、米価値上げ、国鉄運賃、私鉄十四社の料金値上げ、郵便、電話、健康保険料等々の各種公共料金的大幅引き上げがとどまることを知らぬげに暴れ回ろうとしているではありませんか。これは一体どうしたことでありませうか。総理は、当面の緊急対策は物価対策だと説明はするが、言うことと実際の姿は全く逆じゃないですか。犠牲は勤労国民大衆にのみ向けられている。物価上昇に追いつくための労働者のささやかな賃上げ要求は、しごく当然なはずであるが、大衆奉仕を口にする佐藤内閣の政策は、それとは反対に、賃金ストップ、首切り合理化をもつてこたえるものにはかならない。まさしく佐藤内閣は、左手に公債発行、インフレ促進のむちを振り、右手に賃金ストップ、首切りの「おの」をかざし、国民大衆をより困窮に追いやっているというのが、その偽らざる実体であり、悪政これにまさるものなしと言わざるを得ません。

を得ません。

それでは時間もまいりましたので、最後に、以上いかなる見地から見ましても、公債発行は、断じて、絶対多数の国民大衆の認め得ないところであり、その起点たる今回の財特法は、まさに百害あつて一利なしと断ぜざるを得ないものであります。

日本社会党は、かかる無定見にして無方針、ただ国民大衆からの徴税強化と、地方財政の破壊、高物価インフレによる大衆取奪、ひいては平和で民主的国民生活の破綻をもたらすところの公債発行をせんとする財特法制定に関しては、断固として反対をいたすものであります。さらに、わが日本社会党は、国政における基本原則を誤り、かかる重大なる局面に国民大衆を追いやったところの現佐藤内閣が、すみやかにその非を知り、国会を解散し、もつて国民大衆にその信を問うことの緊要なることを警告して、私の反対討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日高広為君。

〔日高広為君登壇、拍手〕

○日高広為君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております「昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案」につきまして、賛成の意を表するものであります。

わが国の戦後の財政は、ドッジ・ライン以来、常に財政収支の均衡が政策の重要な柱として運営されてまいりました。この方式によりまして、財政規模が急激に膨張することを抑制することにも、財政が国民経済に過度の刺激を与えないようになり、企業並びに家計が自発的に拡大発展を遂げ

ていくような成長のパターンを期待していたわけでありました。そして、事実このような均衡財政のもとにあり、かつまた、その運営よろしきを得まして、日本経済が世界に誇る目ざましい復興と成長の足跡を残すことができたことは、あらためて申し述べざるまでもないところであります。しかしながら、最近におきましては、企業利潤の極度の低下、あるいはまた、家計の消費支出が著しく伸び悩むなど、いわゆる低圧経済の様相は、まことに深刻なものとなつております。この現象は、従来までの均衡財政のもとにおきまして、国民経済の供給能力が急速に拡大して、その結果、供給力が有効需要の増加に追いついて、いまや、これを上回っている状態にあるのだと解釈できるのであります。したがって、かかる状況に到達した

今日では、これまでの財政運営の指導原理であった収支均衡主義の原則は、すでにその使命を達したと考えられるのであります。しからば、今後の財政に課せられたる使命は何かといひますと、これまで立ちおくりていた社会資本の充実、あるいは社会保障の拡充をはかるとともに、他方におきまして、大幅な減税を実施することによりまして、政府みずから有効需要の拡大につとめ、かつ、家計における消費需要を喚起いたしまして、経済各分野の均衡のとれた安定的発展を実現し、豊かなる社会を築き上げるための基盤を形成することであると思ひのであります。このような政策を実現するためには、今後の財政におきまして、公債政策を導入し、弾力性を強化することにより、初めて国民生活の安定向上に積極的な役割りを果たし得るものと確信するものであります。ただいま議題となつておりますこの法案は、前

に述べました深刻なる不況を反映いたしまして、本年度の租税収入が二千五百九十億円減少するという事態に対処するため、これを国債によつて補てんすることが、その目的の一つとなつております。歳入不足という現象に対し、増税または歳出削減の方策をとることなく、収支不足額に見合うところの公債を発行することとしたのは、現在における景況の状況が著しく低迷いたしておりますときに、まことに適切な措置であると言ひ得るのみでなく、今後の財政のとるべき方向として当然の道だと信するものであります。しかるに、今回の国債発行は、財政法第四条に違反するとの見解や、国債発行が直ちにインフレにつながるのか、あるいはまた、戦争経済への足がかりになるというような心配をされる意見もありません。しかしながら、政府当局が財政法第四条ただし書きによつて発行することとせず、税収補てんのための公債であることを率直に認め、特別措置をもつて発行することとしておりますのは、むしろ財政法の精神を順守したからにはかならないものと考えられるのであります。また、佐藤総理大臣並びに福田大蔵大臣がたびたび言明されているように、今回の公債発行は、異常なる年度における税収不足補てんのためのものであり、今年度限りのものであつて、その消化も極力市中においてなされようとの努力がなされております以上、これが悪影響を残すものではないことを確信いたすものであります。

また、昭和四十一年度以降の国債発行につきましても、財政法の精神にのっとり、その規模を公共事業費のワク内にとどめ、市中消化の原則を守ることが示されております。かくして、公債を抱

いた新しい財政が健全財政としての道を歩む限り、インフレとは無縁のものであり、福祉国家実現へ、より一そう重要な役割を果たし得るものと、大いなる期待と安心を持つものであります。

本法案は、また、税収の減少に伴い、地方交付税交付金が減少することを回避せしめるとともに、地方公務員の給与改定の財源に資するため

に、地方公務員の給与改定の財源に資するため借り入れ金の措置を講ずる等の、地方財政対策の一翼をになうものであります。現在における地方

財政の状況から考えますと、交付税率の引き上げ等の長期的な対策もさることながら、当面の措置として、かつまた緊急を要する地方公務員給与

改定の財源賦与のための措置を講ずることは、当然というよりは、むしろおそきに失したとも言えるのであります。

ともあれ、今回の一般会計における公債発行は、戦後これをもって嚆矢とするものでございまして、歴史的な新しい時代の新しい財政政策を示すものであります。昨年十二月二十四日、本会

議において本案の趣旨説明がなされて以来、明年度から予定されております本格的な建設公債の発行を含めて、国家経済、国民経済等に及ぼす影響

等について、真剣な検討がなされたのであります。特に野党議員諸君の議論にも傾聴すべき御意見が多く述べられました。私は、今回の公債発行

行がきっかけとなって不況からの脱出がはかられ、次いで本格的な公債政策の導入による経済の

安定的拡大発展の道が形成されていくことを確信しつ、この法律案に対し賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 中尾辰義君。

「中尾辰義君登壇、拍手」

○中尾辰義君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました「昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案」に対しまして、反対の討論を行なうものであります。

まず、この法案の性格から考慮するならば、政府が今日までとつてまいりました高度成長経済は、資本主義経済の欠陥を遺憾なく発揮し、景気

の反動は設備過剰による長期の不況となつてあられ、中小企業の連続倒産、投資意欲の減退、相

次ぐ物価の上昇等、国民生活の多大の犠牲のもとに、ついに二千五百九十億円の多額にのぼる税収

の不足を生じ、その穴埋めに、赤字公債の発行によつて四十年年度財政の収支を合わせようとするものであります。この失敗は、全く政府のずさんな

経済政策と無責任な放漫財政によるものであります。その政治的責任は重大であります。政府は、この法案の成立によつてその責任をのがれようとするものであります。政党政治の今日であれば、いさぎよくその責任をとつて退陣すべきであり、わが党はその政策の失敗を追求するものであります。

反対の第二点は、赤字公債の発行が財政法により禁止されているのは、過去の財政史に見ること

因となり、財政の基本原則に反するからであります。総理は、今後このような特別立法による公債

発行は今年一年限りであり、今回限りであると言明をいたしておりますが、今日の資本主義経済のもとでは、いままでは景気は循環をいたしており

ます。再び深刻な不況が到来し、税収の不足を生じた場合は、またまた赤字公債の発行を考へざるを得ないでありましょう。そうならば、今度の特別措置はその先例をつくることになり、財政法第四条の立法精神を破ることになるのであります。特別立法でやりさえすれば何でもできるという、政府の立法の趣旨を無視した考え方は、はなはだ危険であり、民主主義の原則を破壊するものと言わざるを得ないのであります。

反対の第三点は、今回の特例法には償還計画が全く示されてなく、簡単に、昭和四十七年度に二千五百九十億円の償還をすることだけを示されて

おります。大蔵事務当局の補足説明によりますと、財政法第三十四条により、剰余金から繰り入れられた国債整理基金により償還を計画し、国債の償還に支障を生じないよう繰り入れ額の総額を決定すると言つており、しかも七年後における国民

経済の規模が現在よりはるかに大きくなることを期待し、そのときは国民所得水準もかなり高くなるものと予想されるので、租税収入が相当増加するから、四十七年度において円滑に償還できると

言つておりますが、逆に、景気過熱の反動不況により税収の剰余金が減少した場合は、この計画は全く狂つてくるのであります。これでは償還計画とは言えないのであります。むしろ今後の国債の償還にあつては、国民大衆の租税を充てるより、国債発行によつてまかなわれた資本が投資され、その投資によつて生ずる利益をもつて償還に

充てるべきであると思われるのであります。反対の第四点は、公債発行とインフレとの関係

であります。大蔵大臣は、国力が充実した今日、公債発行が直ちにインフレにつながることは考えら

れないと、しばしばこのように言明をいたしております。しかし、今年度の二千五百九十億円の赤字公債の発行に次いで、四十一年度はすでに七千三百億円の公債発行を準備し、その他、政府保証債、金融債、事業債等を合わせますと、来年度は約二兆円にのぼるものと予想されております。また、明後年度は、設備過剰の現状から判断をいたしまして、おそらく国債だけでも一兆円程度にはなるでありましょう。その後、景気の上昇を見込み、税の自然増収を期待し、公債発行を漸減しようとはかりましても、最近における予算の特徴は、社会保障費、食費会計の赤字繰り入れ、公務員給与のベースアップ、その他の当然増経費の増加により、その歳出経費は硬直化し、税の自然増収はほとんどこのような当然増経費と減税に充たせざるを得ない状態にあります。したがつて、一たび公債に依存した財政は、年々雪だるま式に膨張し、公債発行をやめることはきわめて困難であります。また、国債の消化については、日銀引き受けはやらない、市中消化の原則を貫けばインフレ防止の効果ありというが、今後発行する国債は公共事業の範囲内において建設公債を発行するにいたしまして、結局は現在の政府保証債と同様、日銀の買いオペの対象となり、日銀券の増発

につながり、景気を過熱し、ひいてはインフレの道をたどることは必至と思われるのであります。そうして諸物価はさらに上昇を続け、国民生活を

圧迫するものと思われるのであります。要するに、本年度の二千五百九十億円の公債を

はじめ、今後続くであろう多額の国債発行は、大衆を犠牲にして産業資本への強力なこ入れを行

なうというものであり、全く国民大衆不在の財政

政策であると言わざるを得ないのであります。政府はこのような非難を避けようとするならば、物価安定に本腰を入れ、所得税の大幅減税を断行すべきであることを私は要望いたしまして、この法案に対し反対をいたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。

討論は終了したものと認めます。

これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員
鬼木 勝利君 原田 立君
瓜生 清君 林 塩君
山高しげり君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 片山 武夫君
中沢伊登子君 石本 茂君
市川 房枝君 中尾 辰義君
浅井 亨君 高山 恒雄君
森田 タマ君 植木 光教君
和田 鶴一君 田代富士男君
北條 樹八君 向井 長年君
中上川アキ君 二木 謙吾君

野知 浩之君 多田 省吾君
宮崎 正義君 小平 芳平君
伊藤 五郎君 林田 正治君
吉江 勝保君 渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君 山田 徹一君
白井 勇君 梶原 茂嘉君
岡村文四郎君 北條 浩君
辻 武寿君 和泉 覚君
柏原 ヤス君 白木義一郎君
木暮武太夫君 寺尾 豊君
西川甚五郎君 宮崎 正雄君
柳田桃太郎君 山内 一郎君
山本茂一郎君 園田 清充君
船田 護君 藤田 正明君
平泉 涉君 八田 一朗君
土屋 義彦君 木村 陸男君
高橋文五郎君 内田 俊朗君
大森 久司君 丸茂 重貞君
熊谷太三郎君 山崎 斉君
川野 三暎君 温水 三郎君
日高 広為君 龜井 光君
石井 桂君 豊田 雅孝君
船浦 鹿藏君 大竹平八郎君
柴田 榮君 鈴木 万平君
鹿島 俊雄君 鍋島 直紹君
横山 フク君 青柳 秀夫君
佐藤 芳男君 田中 茂穂君
古池 信三君 剣木 亨弘君
近藤 鶴代君 井野 碩哉君
重政 庸徳君 笹森 順造君
平井 太郎君 林屋亀次郎君
杉原 荒太君 中野 文門君

竹中 恒夫君 後藤 義隆君
堀本 宜実君 山本 利壽君
玉置 和郎君 内藤三郎君
任田 新治君 西村 尚治君
中村喜四郎君 高橋雄之助君
長谷川 仁君 岡本 悟君
奥村 悦造君 楠 正俊君
黒木 利克君 久保 勘一君
岸田 幸雄君 米田 正文君
谷村 貞治君 村上 春蔵君
木島 義夫君 山本 杉君
徳永 正利君 天坊 裕彦君
西田 信一君 仲原 善一君
松野 孝一君 森部 隆輔君
津島 文治君 斎藤 昇君
植竹 春彦君 新谷寅三郎君
迫水 久常君 松平 勇雄君
八木 一郎君 青木 一男君
郡 祐一君 安井 謙君
小沢久太郎君 高橋 衛君
吉武 恵市君 廣瀬 久忠君
鈴木 市蔵君 達田 龍彦君
前川 旦君 戸田 菊雄君
山崎 昇君 木村美智男君
村田 秀三君 近藤英一郎君
田村 賢作君 野々山一三君
瀬谷 英行君 谷口 慶吉君
櫻井 志郎君 北島 教真君
杉山善太郎君 大森 創造君
鶴園 哲夫君 井川 伊平君
江藤 智君 北村 暢君
藤田藤太郎君 森 八三一君

国務大臣

大蔵大臣 福田 起夫君
自 治 大 臣 永山 忠則君

三木與吉郎君 西郷吉之助君
木内 四郎君 秋山 長造君
岡 三郎君 柳岡 秋夫君
紅露 みつ君 上原 正吉君
増原 恵吉君 中山 福蔵君
小柳 牧衛君 佐多 忠隆君
山本伊三郎君 大和 与一君
岩間 正男君 須藤 五郎君
野坂 参三君 森 勝治君
鈴木 力君 中村 波男君
川村 清一君 大橋 和孝君
田中寿美子君 稲葉 誠一君
渡辺 勘吉君 小林 武君
佐野 芳雄君 野上 元君
千葉千代世君 武内 五郎君
柴谷 要君 松永 忠二君
相澤 重明君 占部 秀男君
森 元治郎君 鈴木 壽君
伊藤 顯道君 中村 英男君
大矢 正君 龜田 得治君
加瀬 完君 大倉 精一君
近藤 信一君 成瀬 幡治君
小酒井義男君 木村禧八郎君
椿 繁夫君 横川 正市君
岡田 宗司君 藤原 道子君
加藤シツエ君 松澤 兼人君
羽生 三七君 松本治一郎君

〔参照〕

一月七日議長において、左のとおり議席を変更した。

- 一八三 北村 暢君
- 一八四 鈴木 強君
- 一八六 阿部 竹松君
- 一九一 秋山 長造君
- 一九二 岡 三郎君
- 一九三 永岡 光治君
- 二〇一 山本伊三郎君
- 二〇三 藤田 進君
- 二二五 武内 五郎君
- 二二六 森中 守義君
- 二二七 柴谷 要君
- 二二八 松永 忠二君
- 二二九 小柳 勇君
- 二三〇 相澤 重明君
- 二三一 占部 秀男君
- 二三二 森 元治郎君
- 二三三 鈴木 壽君
- 二三四 光村 基助君
- 二三五 大河原 次君
- 二三六 伊藤 顕道君
- 二三七 中村 英男君
- 二四一 大倉 精一君
- 二四三 成瀬 暢治君
- 二四四 小酒井義男君
- 二四五 木村 裕八郎君
- 二四七 横川 正市君
- 二四八 久保 等君
- 二四九 岡田 宗司君
- 二五一 加藤ソツエ君

二五二 松澤 兼人君

〔第四号参照〕

審査報告書

昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)

昭和四十年年度特別会計補正予算(特第2号)

昭和四十年年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

予算委員長 平島 敏夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)は、当初予算作成後の経済情勢の停滞を反映して、租税及び印紙収入に大幅な減少が見込まれる一方、人事院勧告に伴う公務員給与の改善、台風二十三、二十四、二十五号等による災害の復旧、食糧管理特別会計への繰入れの追加等、緊急に措置を要する追加財政需要が生じたため、歳入歳出の両面から、当面の財政処理について特別の措置を行なおうとするもので、まず、二千五百九十億円と見込まれる租税収入等の減少については、臨時応急的な特別措置として、公債を発行してこれを補てんし、他方、総額一千四百十二億円にのぼる歳出の追加に対しては、歳入面で税外収入の増四百六十四億円、前年度剰余金の受入れ百八十七億円、合計六百五十一

億円を追加計上するほか、既定経費の節減、出資金の融資等への振替えによる節減、予備費の減額等により七百六十一億円の修正減少を行なつて、財源の捻出を図ることとしている。この補正により、昭和四十年年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも六百五十一億円を増加して、三兆七千四百四十七億円となる。

昭和四十年年度特別会計補正予算(特第2号)は一般会計の補正予算等に関連して、国債整理基金特別会計等十五特別会計において、それぞれ所要の補正を行なおうとするものであるが、特に、交付税及び譲与税配付金特別会計にお

いては、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の減少に伴い、地方交付税交付金において五百十二億円の減額となるところ、特別措置としてこれを減額せず、当初予算額どおりとしたほか、地方公務員の給与改善に必要な財源に資するため、資金運用部資金から三百億円を借入れ、これを当初の地方交付税交付金に加算することとしている。

昭和四十年年度政府関係機関補正予算(機第2号)は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社等六政府関係機関予算につき、今夏以来実施中の景気対策及び一般会計補正予算に関連して、それぞれ所要の補正を行なおうとするもので、特に、日本国有鉄道については、景気対策の一環としての工事規模の拡充、台風二十四号等の災害の復旧及び緊急に必要な保安対策等を実施するため、改良費二百二十億円及び修繕費等二百七十六億円を追加することとし、これらの事業の追加に要する財源を賄うため、鉄道債券の発行等により四百九十六億円を調達することとし

ている。

右の措置は、いずれも当初予算作成後の事由に基づき特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

商工委員長 豊田 雅孝

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、小企業者に対する金融の円滑化に資するため、特別小口保険の付保限度額を三十万円から五十万円に引き上げようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講ずべきである。

- 一、特別小口保険の付保限度額については、経済情勢の推移に対応してこれが引上げにつき努力すること。
- 二、特別小口保険の普及徹底に努め、納税要件の緩和について更に検討すること。

三、倒産及び操短に関連する中小企業者の範囲に關しては、できる限り広い範囲の中小企業者が対象となるように、また再下請中小企業者にも及ぶよう配慮すること。

四、下請代金の支払を特に促進する等、中小企業への不況の緩和を排除することにこの際特段の努力を払うこと。

五、現下の経済情勢にかんがみ、この際特に中小企業の金融円滑化を図る必要があるため、中小企業信用保険公庫を始め政府系中小企業金融機関への出資増額に努めること。

審査報告書

中小企業信用保険臨時措置法案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

商工委員長 豊田 雅孝

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にし、もつて中小企業の経営の安定に資するため、中小企業信用保険に無担保保険の制度を設け、及び取引の相手方たる事業者の倒産等に伴い経営の安定に支障を生じている中小企業者に必要な資金その他について、中小企業信用保険に關する特別措置を講じようとするもので、妥当な措置と認め

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、中小企業信用保険公庫に対し、出資金十億円が昭和四十年年度一般会計補正予算に追加計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講ずべきである。

一、特別小口保険の付保限度額については、経済情勢の推移に対応してこれが引上げにつき努力すること。

二、特別小口保険の普及徹底に努め、納税要件の緩和について更に検討すること。

三、倒産及び操短に関連する中小企業者の範囲に關しては、できる限り広い範囲の中小企業者が対象となるように、また再下請中小企業者にも及ぶよう配慮すること。

四、下請代金の支払を特に促進する等、中小企業への不況の緩和を排除することにこの際特段の努力を払うこと。

五、現下の経済情勢にかんがみ、この際特に中小企業の金融円滑化を図る必要があるため、中小企業信用保険公庫を始め政府系中小企業金融機関への出資増額に努めること。

審査報告書

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

内閣委員長 柴田 榮

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員の給与について、指定職俸給表(甲)を除き、全俸給表の俸給月額を改定し、並びに通勤手当及び期末手当の改正を行なうとともに、あわせて扶養手当、期末手当、勤勉手当の支給方法に關する制度の改正を行なうとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

今回の給与改定に要する経費として、一般会計所属職員分(防衛庁職員を除く)百二億七千万円、特別会計所属職員分六十八億七千万円が一般会計補正予算(第3号)及び特別会計補正予算(特第2号)にそれぞれ計上されている。

附帯決議

公務員給与に關する人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後これを完全に実施し得るよう政府は予算措置を講ずることに最善を尽すべきである。

右決議する。

審査報告書

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

内閣委員長 柴田 榮

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員に關する法律の一部改正に伴い、特別職の職員のうち秘書官の俸給月額を改定しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)に約三百万円が計上されている。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

内閣委員長 柴田 榮

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員に關する法律案

昭和四十一年一月十八日 参議院會議録第六号 昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案

に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、並びに期末手当の改正を行なうとともに、あわせて扶養手当、期末手当、勤勉手当の支給方法に関する制度の改正を行なうほか、自衛官の退職手当の算定に関する特例を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として七十六億三千万円が本年度一般会計当初予算及び一般会計補正予算(第3号)に計上されている。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

法務委員長 和泉 覚

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い一部の裁判官の報酬月額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する費用は、本年度補正予算に一億一千八百万円が計上されている。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年十二月二十七日

法務委員長 和泉 覚

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い一部の検察官の俸給月額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する費用は、本年度補正予算に入千九百万円が計上されている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

所 東京 港区 赤坂 表参道 二丁目
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八一 四四二(大)